

【手数料改定のお知らせ】

平素は格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、品位証明業務については、昨今の資材の高騰や電気料金の値上げ等の影響で、非常に厳しい状況が続いております。

また、平成 28 年（2016 年）の東京からさいたまへの支局への移転後 7 年が経過し、機器関係では徐々に設備投資が必要となって参りました。

当局でもあらゆる収支改善策を実施し、手数料の据え置きに尽力して参りましたが、上述の外的要因への対応や品位証明業務を維持していくために必要な投資をするにあたっては、やむなく一部製品を除いて、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日受付分より値上げさせていただきます（従来の大口割引制度は継続して参ります。）。

つきましては、別紙をご覧ください。

なお、今回の手数料改定にあたりましては、かねてよりご要望の声がございました少量単位でのご依頼に多少なりともお応えできるよう、現状の最低価格から値上げにならないような定額制の見直しも行っております。

今後とも、より一層のサービス向上に尽力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和 6 年（2024 年）年 2 月 13 日
さいたま支局事業調整課

手数料改定後

貴金属製品品位証明手数料

品位証明手数料は、貴金属製品の区分及び依頼個数並びに品目に応じ、次の表により算出した金額とします。

(単位：円)

品目		指輪、ネックレス、ネクタイ止め、カフス釦、バッチ、ブローチ、イヤリング、メダル、大判、小判、時計類、その他1個(コンビ製品は2個)の部品で作られているもの	盃、バックル、眼鏡枠、銀、猪口、その他2個(コンビ製品は3個又は4個)の部品で作られているもの	茶壺、茶瓶、トロフィ、盾、その他3個以上(コンビ製品は5個以上)の部品で作られているもの
区分	依頼個数			
白金製品	1～7	2,401	4,354	6,363
	8～30	343×依頼個数	622×依頼個数	909×依頼個数
	31～60	10,290+309×(依頼個数-30)	18,660+560×(依頼個数-30)	27,270+818×(依頼個数-30)
	61～	19,560+274×(依頼個数-60)	35,460+498×(依頼個数-60)	51,810+727×(依頼個数-60)
金製品	1～7	1,491	2,268	3,409
	8～30	213×依頼個数	324×依頼個数	487×依頼個数
	31～60	6,390+191×(依頼個数-30)	9,720+291×(依頼個数-30)	14,610+438×(依頼個数-30)
	61～	12,120+169×(依頼個数-60)	18,450+258×(依頼個数-60)	27,750+388×(依頼個数-60)
銀製品	1～7	777	1,568	2,268
	8～200	111×依頼個数	224×依頼個数	324×依頼個数
	201～400	22,200+99×(依頼個数-200)	44,800+201×(依頼個数-200)	64,800+291×(依頼個数-200)
	401～	42,000+87×(依頼個数-400)	85,000+178×(依頼個数-400)	123,000+258×(依頼個数-400)
JVL [®] 製品 (白金及び金を 接合した製品 をいう。)	1～7	3,304	5,607	8,239
	8～30	472×依頼個数	801×依頼個数	1,177×依頼個数
	31～60	14,160+424×(依頼個数-30)	24,030+720×(依頼個数-30)	35,310+1,059×(依頼個数-30)
	61～	26,880+376×(依頼個数-60)	45,630+640×(依頼個数-60)	67,080+940×(依頼個数-60)
特別作業手数料		作業分数単価に当該作業に要する分数を乗じて算定した額		

備考 1. 上記手数料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税に相当する金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税に相当する金額を含みます。
 2. 種類又は品位を異にする貴金属を接合した貴金属製品(コンビ製品を除く。)の場合は、種類又は品位を異にする部分ごとに、それぞれ上記の区分による製品を1個とみなします。
 3. 品位試験の結果、不合格となった貴金属製品を返還する場合の手数は、上表の製品区分により算出した手数料に100分の80を乗じて得た額及び特別作業手数料の合計額(1円未満の端数は切り捨て)とします。

手数料改定前

貴金属製品品位証明手数料

品位証明手数料は、貴金属製品の区分及び依頼個数並びに品目に応じ、次の表に掲げる金額又は計算式により算出した金額とします。

(単位：円)

品目		指輪、ネックレス、ネクタイ止め、カフス釦、バッチ、ブローチ、イヤリング、メダル、大判、小判、時計類、その他1個(コンビ製品は2個)の部品で作られているもの	盃、バックル、眼鏡枠、銀、猪口、その他2個(コンビ製品は3個又は4個)の部品で作られているもの	茶壺、茶瓶、トロフィ、盾、その他3個以上(コンビ製品は5個以上)の部品で作られているもの
区分	依頼個数			
白金製品	1～10	3,430	6,220	9,090
	11～30	343×依頼個数	622×依頼個数	909×依頼個数
	31～60	10,290+309×(依頼個数-30)	18,660+560×(依頼個数-30)	27,270+818×(依頼個数-30)
	61～	19,560+274×(依頼個数-60)	35,460+498×(依頼個数-60)	51,810+727×(依頼個数-60)
金製品	1～10	1,500	2,280	3,430
	11～30	150×依頼個数	228×依頼個数	343×依頼個数
	31～60	4,500+135×(依頼個数-30)	6,840+205×(依頼個数-30)	10,290+309×(依頼個数-30)
	61～	8,550+120×(依頼個数-60)	12,990+182×(依頼個数-60)	19,560+274×(依頼個数-60)
銀製品	1～10	780	1,580	2,280
	11～200	78×依頼個数	158×依頼個数	228×依頼個数
	201～400	15,600+70×(依頼個数-200)	31,600+142×(依頼個数-200)	45,600+205×(依頼個数-200)
	401～	29,600+62×(依頼個数-400)	60,000+126×(依頼個数-400)	86,600+182×(依頼個数-400)
JVL [®] 製品 (白金及び金を 接合した製品 をいう。)	1～10	4,300	7,300	10,730
	11～30	430×依頼個数	730×依頼個数	1,073×依頼個数
	31～60	12,900+387×(依頼個数-30)	21,900+657×(依頼個数-30)	32,190+966×(依頼個数-30)
	61～	24,510+344×(依頼個数-60)	41,610+584×(依頼個数-60)	61,170+858×(依頼個数-60)

備考 1. 上記手数料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税に相当する金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税に相当する金額を含みます。
 2. 種類又は品位を異にする貴金属を接合した貴金属製品(コンビ製品を除く。)の場合は、種類又は品位を異にする部分ごとに、それぞれ上記の区分による製品を1個とみなします。
 3. 品位試験分析手数料(品位試験の結果、不合格となった貴金属製品を返還する場合の手数は、上表の製品区分により算出した手数料に100分の80を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とします。